

ご旅行条件 (要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書 (全文) をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は (株) JTBコーポレートセールス (東京都新宿区西新宿 3-7-1 観光庁長官登録旅行業第 1767 号。以下「当社」という) が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」という) を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書 (全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 必要事項をお申し出の上、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約を承諾の旨通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金 (おひとり) 30,000 円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 21 日目にあたる日より前 (お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに) にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。(お 1 人様)
 * 貸切航空機を利用する旅行、日本出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行及び旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ船泊を伴う旅行に関しては、上記の表によらずコースページに記載する取消料に拠ります。

契約解除の日	4/27~5/6, 7/20~8/31, 12/20~1/7 に開始する旅行	上記以外に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日~当日	旅行代金の 50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%	

●旅行代金に含まれるもの

* 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金 (注釈のないかぎりエコノミークラス)
 * 燃油サーチャージ * 旅行日程に明示した観光の料金 (バス料金・ガイド料金・入場料金) * 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金 (2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。) * 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金 * 航空機による手荷物運搬料金 * 現地での手荷物運搬料金 (一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。)* 添乗員同行コースの同行費用
 これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
 * 超過手荷物料金 * クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金 * 渡航手続関係費用 * オプションツアー料金 * 運送機関が課す付加運賃・料金 * 日本国内の空港施設使用料 * 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費 * 旅行日程中の空港税等 (但し、空港税等を含んでいることをパンフレットで明示したコースを除きます。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 死亡補償金: 250 万円、入院見舞金: 4~40 万円、通院見舞金: 2~10 万円、携行品損害補償金: お客様 1 名につき ~15 万円 (但し、補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度とします。)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員 (以下「会員」といいます。) より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと (以下「通信契約」といいます。) を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき (e-mail 等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき) とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して 7 日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●旅券・査証について

(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

- (1) 旅券 (パスポート): この (パンフレット記載の) 旅行には、有効期間が入国時 6 ヶ月以上残っている旅券が必要です。
- (2) 査証 (ビザ): この (パンフレット記載の) 旅行には、必要ありません。
 * 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続等の代行については、販売店 (当社) が渡航手続代行料金をいただいております。

●保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

●海外危険情報について

渡航先 (国又は地域) によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

●海外旅行保険への加入について

海外において、病氣・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。

●空港諸税について

渡航先の国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等 (出入国税、空港施設使用料、税関審査料等) などの支払が義務付けられています。各コースに表示されている旅行代金には、空港税等は含まれておりませんので、別途お支払いが必要です。(当社が日本円で収受する場合は、ご出発の 35 日前に、水~土曜日発は 5 週間前の月曜日午前中の終値、日~火曜日発は 6 週間前の月曜日午前中の終値 (いずれも三菱東京 UFJ 銀行売渡レート) により換算し、確定いたします。)

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・ガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店・出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2014 年 10 月 21 日を基準としています。又、旅行代金は 2014 年 10 月 21 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

株式会社 JTBコーポレートセールス

観光庁長官登録旅行業第 1767 号

東京都新宿区西新宿 3-7-1

一般社団法人日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員



総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく記載の旅行業務取扱管理者までご質問ください。

お申し込み・お問い合わせ先 (受託販売)

JTB ビジネスネットワーク「ニコニコ国会議ツアーデスク」

観光庁長官登録旅行業第 64 号 (株)ジェイティビー代理業

東京都知事登録旅行業者代理業 10718 号

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 7F

営業時間: 月~金 / 09:30~17:30 (土・日・祝日休業)

TEL: 03-6894-1347

FAX: 03-6846-1719

MAIL: niconicokuni@jbn.jtb.jp

担当: 高安

総合旅行業務取扱管理者: 山岸 哲也